第 116 回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

- 1 日 時 令和4年11月18日(金) 午後2時から午後3時30分まで
- 2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号室
- 3 出席者 部会長 山下 淳

委員 室﨑 千重

委員 北川 博巳

委員 片山 朋子

委員 住友 聰一

4 審議案件

第1号議案 姫路市におけるイオンモール姫路リバーシティーの変 更に係る県の意見について(法第8条第4項)

5 審議の概要 別紙のとおり

審議の概要

事務局から届出施設の概要(駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等)や、条例審議時の指摘事項等について説明した後、審議を行った。

委 員: 騒音の総合的な予測・評価だが、すべての地点で基準を満たしている ため、支障なし。

次に、発生する騒音ごとの予測・評価だが、騒音規制法では合成音で評価するが、大店立地法では合成音で評価しない。合成音は安全側の評価であり、また単体音での評価も議案書に併記してあるが、今後は単体音で届出するよう、事業者を適切に指導されたい。なお、本計画については、敷地境界では基準を超えているが、すべての住宅壁面位置で基準を満たしているため、支障なし。

事務局: 合成音は単体音より安全側の評価であるので、合成音か単体音かは事業者に委ねていたが、今後は単体音で評価するよう改めて指導する。

委員: 条例時の指摘事項への対応は、問題ないと考える。 次に、今回変更する入口10及び出口11は通学路に面しているが、その 安全対策について、再確認させていただきたい。

事務局:変更する入口10及び出口11には、繁忙時や繁忙日の通学時間帯に交通 誘導員を配置し、通学路・歩行者注意の看板を設置して、児童等の安 全を確保する。また、既存の入口7についても繁忙時や繁忙日の通学 時間帯に交通誘導員を配置するが、看板については未設置である。し かし、既存の入口であるため、やむを得ないと考えている。

委員: 承知した。また、増築後にどう変わるかを注視していただき、必要に

応じて追加の安全対策を検討されたい。

事務局: 本日、設置者(株式会社関西ケーズデンキ)や代理者(イオンリテール株式会社)が関係人として出席しているため、委員の意図はよくご理解いただけていると考える。

また、留意事項の4で「店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小中学校との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど歩行者等の安全な通行の確保に努めること。」、留意事項の5で「開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。」を付記しているため、支障ないと考える。

委員: 入口1からの南進車両と、入口10からの東進車両が交差する地点(以下「交差地点A」という。)においては、条例審議時には北流入車両が西進(右折)、南進(直進)又は東進(左折)できる計画であったが、今回の見直し後には西進(右折)又は東進(左折)できる計画へと変更している。一般的な繁忙時の映像から、現状では交差地点Aがそれほど混雑していないことは理解したが、利用者の立場から考えた場合、交差地点Aでは東進(左折)のみとすべきであると考える。交差地点Aで西進(右折)させない場合、場内の交通負荷が大きくなると説明があったが、再度説明されたい。

事務局: 出口5は、平日は開いていないため、大半は出口8からのみの退店となる。また、出口11から退店しようとすると、場内を1周するなどの必要があることから、現実的ではない。

委員: 説明は概ね理解できた。次に、既存棟の西側出入口前の交通量を増や

さないとの説明もあったが、再度説明されたい。

事務局: 増築棟から既存棟に行く場合は、交差地点Aで東進(左折)して既存棟の西側出入口前へ進むと想定されるが、増築棟からそのまま退店する場合は、交差地点Aで西進(右折)して出口11から退店させた方が、場内での歩行者等との交錯が少なく、安全であると考える。

委員: 交差地点Aで西進(右折)するには左右の安全確認をして走行するため、車両同士が接触する可能性がある。交差地点Aで西進(右折)させるのであれば、安全対策のために交差地点Aに交通誘導員を常時配置させてはいかがか。

関係人: 設置者としても、既存棟の西側出入口前の交錯を可能な限り減らしたいと考えているため、現在の計画で検討を進めてきた。交差地点Aには増築棟開店時に交通誘導員を配置して状況を確認し、その後の交通 誘導員の配置及び路面標示の見直しの必要性の有無などを確認する。

委員: 既存駐車場部分については、車路の運用(一方通行や相互通行)は変更していないか。

事務局: 出入口10を入口10及び出口11に分けた以外は、変更していない。

委 員: 交差地点Aでの北流入車両について、自動二輪車・原付駐車場により 視距が妨げられていないか。

事務局: 停止線の位置では、駐車場法における視距(停止線から二メートル後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにする。)は、増築棟の階段部分や自動二輪などで一部確保できない部分もあるが、停止後に交差地点Aへ徐行して北流入するにあたり、十分に視距は確

保できるようになる。

委員: 西進(右折)又は東進(左折)に支障ないのであれば、問題ない。設置者は先ほどの発言のとおり、交差地点Aには増築棟開店時に交通誘導員を配置して状況を確認し、その後の交通誘導員の配置及び路面標示の見直しの必要性の有無などを確認されたい。

(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意 事項を付記するものとする。

【審議結果:法第8条第4項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

ただし、次の留意事項を付記する。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業又は廃棄物の収集作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来店車両の安全かつ 円滑な出入庫を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客等に安全運転を周知するとともに、地元小中学校との協議に基づき通学路注意の看板を設置するなど 歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- 6 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。